

5. 事業継続戦略 < 被害後も自社の建物・設備が使用可能な場合の行動 >

(1) 事業継続資源が受ける影響・被害 / 維持・確保する資源 / 目標復旧時間と実行戦略

事業継続資源	想定される影響・被害	復旧のために維持・確保する資源と確保の手段	目標復旧時間・事業継続戦略
人員・従業員	特定の社員が出社不能となった場合に停止する業務がある	当該業務のマニュアル 代行可能な社員 OB・OG	1日／平時において当該業務のクロストレーニングを実施した社員がマニュアルを参照し、欠勤社員の業務を代行する及びOB・OGへ協力要請
(製造部門)	停電により〇〇製機が稼働不可・製品XXの供給停止	停電が長期化した場合はディーゼル発電機により稼働させる 軽油（発電機の燃料） 発電機の使用マニュアル	7日／製造部門の社員はマニュアルを参照し、発電機を作動させる。作業は必ず2名以上で、マニュアルと実機を見比べ、指差し確認をしながら進める
(調達部門)	調達先△△会社が被災し休業した場合に最重要商品XXの原材料確保が不可	原材料の継続調達／調達先△△会社の復旧を支援し、再開を図る	5日／調達先△△会社と協議済みの支援体制を発動する、及び代替調達先会社リストに基づき各社の被災状況を確認する
取引先や顧客	取引先・顧客の被災状況が分からず、製品別生産能力の振り分け・集中の判断ができない	取引先・顧客の被災状況の迅速な把握／取引先リストに基づき各社の担当者が電話確認を行う	2日／復旧済みの取引先をホワイトボードに掲示し、必要に応じてその複数社から仕入れるなどし、常に必要調達量を維持する

(2) 社員・従業員の参集ルール

夜間等の場合、発災翌日以降、操業再開に向けた参集の条件・要員

メンバー：全役員、課長級以上、システム担当者

参集条件：宮崎市で震度5強以上のとき又は災害対策本部長（代行□□専務）が必要と判断したとき

参集場所：本社第1会議室（代替：社長自宅、宮崎市〇〇町12番地34）

(3) 職場の安定と社員・従業員のケア

帰宅困難者がある場合でもプライバシーや休息が確保されるよう、仮眠室・休憩室・パーティションを整備する

所属長は従業員とその家族や介護者の被災状況を定期的に聞き取りし、帰宅等を希望する医師を示しやすい環境・雰囲気確保する

(4) 被害が甚大な場合の対策

会社建物・設備が使用不能になった場合は、代替手段の確保が必要になります。（1）で記入した事業継続戦略に沿って、仮の事業所の

災害対策本部：社長自宅

安否確認： 安否確認システム。システムが稼働しない場合は緊急用グループLINE又は緊急電話連絡網で実施

事業継続： バックアップデータとPC・プリンタを災対本部に移動、できるだけ早期に使用可能にする

重要業務： 非被災地の◎◎社に生産委託を相談（自社は応援要員や原材料を提供）。他県の原材料調達先候補リストにもとづき、代替調達先を早期確保する

宮崎県版BCPひな形 ライト

企業名

株式会社ABC

1. 事業継続の基本方針

- ① 社員の人命を守る
- ② 主力製品XXの製造・供給
- ③ 地域の復興に貢献する

2. 重要業務・商品 / 目標復旧時間

重要業務：最重要取引先〇〇社のXXの供給

目標復旧時間：1週間（〇〇社と協議済み）

< 平時 / 災害時の対応責任者 >

統括：〇〇社長（代行：□□専務）

事業継続：◇◇営業部長（代行：△△営業次長）

宮崎県
防災情報共有システム



国土交通省
わがまちハザードマップ



NTT西日本
災害用伝言板



国土交通省
重ねるハザードマップ



3. 被害想定を知り、準備しておく

リスク分析	拠点名	〇〇支店
	所在地	宮崎市〇〇町1234番地5
	資金繰り (収入と支払)	(収入) ・現預金： ・回収可能金(売掛金等)： ・損害保険： ・融資： (支出) ・経営経費： ・災害復旧費： ＜不足＞ 〇〇〇〇千円
	最大震度/津波高/到達時間	6強 / 16m / 18分 ※検索「宮崎県 県における南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定について」
	洪水・浸水深さ	0.3m ※検索「宮崎県管理河川の洪水浸水想定区域図について」
	土砂災害	土砂災害警戒区域に該当 ※検索「宮崎県 土砂災害警戒区域等マップ」

備蓄品（その他必要品も追記）

負傷者対応

※飲料は 大人3L/日が目安		個数	個数
ヘルメット	15	簡易トイレ	45回分
飲料水	135L	携帯ラジオ	2台
食料	135食	懐中電灯	10台
救急箱	2箱	乾電池	単1：20本
毛布	15枚	トイレットペーパー	15個
救助用工具	2セット	ガムテープ	5個

救急搬送先①	☆☆病院 TEL：0000-00-0000
救急搬送先②	▽△病院 TEL：0000-00-0000

4. 災害発生時の基本行動を決めておく

(1) 地震の揺れが収まった後の行動

本震が収まった後は、余震に気をつけながら、出火防止対策などの二次災害防止に取り組みます。

避難の判断	※避難時はヘルメットを着用する ○ 避難先 一次避難先：自社屋外駐車場 社屋が危険な場合：〇〇公民館 ○ 避難実施の基準 ・身の危険を感じる大きな揺れがあったとき（社屋が新耐震基準を満たしていない場合） ・出火が認められるとき（別紙消防マニュアルも参照） ・建物の損害が発見されたとき
被害確認※ヘルメット着用	＜確認箇所/確認実施者/確認のポイント＞を記入しよう ☆災害対策本部長 〇〇社長（代行：□□専務） ①従業員の安否／人事課長（代行：△△）／(2)安否確認のとおり ②建物被害／総務課◇◇・□□（代行：◎◎）／目視確認。安全のため社屋外周、社屋内の順に確認。亀裂等損傷と思われるものを発見した場合は写真を撮影し、確認完了後は総務課長へ報告する ③ライフライン／総務課〇〇・△△（代行：□□）／目視確認 ※ガスは震度5程度以上の場合は自動停止 ④情報システム・インターネット接続／システム部〇〇・▽▽（代行：△△）／サーバーは設置什器、本体の順に確認。サーバーは災害時簡易点検マニュアルを参照し行う。 ⑤取引先の被災状況／各取引先担当者／電話・メール。確認後は営業部長へ報告。
二次災害防止	火災・爆発・その他、二次災害を防止する行動/実施者/方法を記入しよう ブレーカー切断／総務課〇〇課長／備付けの切断状態写真を相違ないか指差し確認 ガス閉栓／総務課〇〇課長／備付けの閉栓状態写真と相違ないか指差し確認

(2) 安否確認

あらかじめ安否確認行動を発動する基準を定めておきましょう。

地震：（宮崎市が震度5強以上を記録したとき）
風水害：（災害対策本部長がが必要と判断したとき）

確認方法	☐ 電話 ☒ メール ☐ SNS (安否確認システム)	☐ 電話 ☐ メール ☒ SNS (緊急用グループLINE)
確認実施者	システムによる自動配信	人事課〇〇 担当グループLINE内で各社員へ状況の返信を指示（代行△△）
とりまとめ担当	人事課〇〇担当 とりまとめ後、専務に報告	人事課〇〇担当 とりまとめ後、専務に報告

(3) 帰宅に関するルール

家庭の事情や、その他やむを得ない理由から帰宅が必要な社員の帰宅に関する条件やルールを社内で検討しておきましょう。

	帰宅に関する条件とルール	補足
勤務中	帰宅ルートの安全が確認済み 日没までに徒歩帰宅可能 自治体の帰宅抑制要請が出ていない ★帰宅後は必ず所属長へ報告	帰宅報告がない場合、所属長が当該社員の緊急連絡先へ連絡
外出中	帰宅ルートの安全が確認済み 日没までに徒歩帰宅可能 自治体の帰宅抑制要請が出ていない ★帰宅前後は必ず所属長へ報告	帰宅報告がない場合、所属長が当該社員の緊急連絡先へ連絡
その他	帰宅時は各自のデスク下、所定位置に設置しているヘルメットと飲料・非常食を持ち帰ること	

(4) 風水害（台風・豪雨）の備え

風水害は事前の情報収集と予防行動が被害軽減に有効です。

○ 気象情報の入手方法 宮崎県防災情報共有システム／国土交通省防災情報提供センター キキクル ○ 出社規制の実施条件 キキクルが紫の場合は出社禁止、赤の場合は自宅待機しグループLINEでの所属長指示を待つこと ○ 被害軽減のための予防策 窓ガラス飛散防止の養生テープ貼り、屋外保管品の撤収、重要資料の高所移動
--